平成２２年（フ）第４１５号
岡山市北区奉還町４丁目16番９号
破産者　難波　一文
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３８４号
愛媛県松山市桑原７丁目５番13号
破産者　一橋電機水道株式会社
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第４８号
長崎県平戸市堤町2474番地
破産者　辻　　利行
1　決定年月日　平成23年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２２年（フ）第９４４号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字伊勢木104番地３
破産者　木村　嘉代
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９７２号
愛知県春日井市中央台３丁目１番地２　202号棟502号室、開始決定時の住所愛知県清須市西枇杷島町上新37番地　グランドメゾン小田井Ｔ－２号室
破産者　松島　　誠
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０５０号
愛知県半田市亀崎月見町４丁目152番地
破産者　佐藤　早苗
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１８号
奈良市大安寺２丁目12番16―201号
破産者　藤上かおり
1　決定年月日　平成23年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４７０号
相模原市南区麻溝台７丁目16番30号
破産者　鈴木　智美
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３４７８号
名古屋市中区丸の内２丁目19―19　メゾン沖田503、開始決定時の住所名古屋市東区砂田橋３丁目２番101―316号　大幸東団地
破産者　ケアガレージヴァクスこと　今村　正
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１４２号
名古屋市千種区鹿子殿４番３号　木屋広伸方
破産者　宮林繊維こと　宮林　勝義
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４６２号
兵庫県西宮市丸橋町８番68―202号、従前の住所兵庫県尼崎市蓬川町302番地の16　ザガーデネスクシティアクア館523号
破産者　藤本　　勇
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７４号
奈良県橿原市新口町118番地の２
破産者　福井　清光
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３９８号
広島県山県郡安芸太田町大字加計5499番地１
破産者　田邊　　誠
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７７号
長崎県諫早市高来町町名196番地12、開始決定時の住所長崎県諫早市高来町折山33番地５
破産者　西村　孔博
1　決定年月日　平成23年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
北海道天塩郡豊富町字メナシベツ18線北２番地
破産者　千葉　敏裕
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６２号
北海道河東郡音更町宝来仲町北１丁目１番地４
破産者　菊地　俊一
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第５０７号
秋田市保戸野桜町15番28号
破産者　野口　英男
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７号
秋田県仙北市角館町川原館下７番地１
破産者　戸澤　　潔
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部